

5土農発第540号
令和6年3月28日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

土佐町長 和田 守也

市町村名 (市町村コード)	土佐町 (393631)
地域名 (地域内農業集落名)	地蔵寺地区 (平石、上地蔵寺、中地蔵寺、下地蔵寺、栗木)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手等が確保できており、耕作を継続していく。
- ・耕作を継続していきたいが、耕作条件の悪い農地があり、農業所得も低い。
- ・法面や水路、農道等の管理が過度な負担となっている。また、鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退している。
- ・集落の自治(コミュニティ)機能が低下しており、生活に支障・不安が生じている。

【地域の基礎的データ】

農業者:67人(うち50歳代以下13人)、(株)れいほく未来、地蔵寺営農組合、2経営体
主な作物:水稲、彩りピーマン、ピーマン、甘とうがらし、サツマイモ、花卉

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地区内外での担い手の育成、確保に努める。
- ・農産物の高付加価値化や新たな作物の導入により所得の向上を図る。
- ・省力化技術の導入や外注化等により労働負担の軽減を図る。
- ・鳥獣被害防止対策の実施。
- ・放牧利用による農用地の管理。
- ・基盤整備等により耕作条件を改善する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	74 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地区内外の担い手に条件の良い農地を引き継ぎ、維持、管理を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・担い手の経営意向を合えば農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・離農する農家を少しでも減らすため、共同利用できる機械は利用し、離農を食い止める。 ・新規就農者を確保・育成する際に必要な機械を共同利用することにより、新規就農者の負担を軽減する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域の担い手により共同防除を行う。 ・松ヶ丘のドローン防除も今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないように電気牧柵等を設置する。
- ⑤条件は良いが管理できなくなった農地に柚子を植えて、耕作放棄地を減らしていく。